

# 八幡浜地区施設事務組合職員の給与に関する条例

〔 昭和 5 8 年 3 月 3 0 日 〕  
〔 条 例 第 1 1 号 〕

改正 平成17年 3月28日条例第 5号 平成28年 3月16日条例第 5号  
令和 3年12月27日条例第 3号 令和 5年12月28日条例第 4号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 職員の給与については、八幡浜市職員の給与に関する条例（平成17年八幡浜市条例第46号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と、八幡浜市職員の給与に関する条例別表第3を次の表と読み替えるものとする。

等級別基準職務表

ア 行政職給料表等級別基準職務表

| 職務の級 | 部局        | 職務分類                                 |
|------|-----------|--------------------------------------|
| 1 級  | 各事務部局     | 主事                                   |
|      | 消防本部及び消防署 | 消防士の職務                               |
|      | 特別養護老人ホーム | 介護主事、生活相談員、介護支援員、栄養士                 |
| 2 級  | 各事務部局     | 主査                                   |
|      | 消防本部及び消防署 | 消防副士長の職務                             |
|      | 特別養護老人ホーム | 介護主査、生活相談員主査、介護支援専門員主査、栄養士主査         |
| 3 級  | 各事務部局     | 係長、主任                                |
|      | 消防本部及び消防署 | 消防士長の職務                              |
|      | 特別養護老人ホーム | 介護主任、高度の知識又は経験を必要とする業務を行う介護主査、主任生活相談 |

|     |              |   |
|-----|--------------|---|
|     |              | 員、主任介護支援専門員、主任栄養士                           |
| 4 級 | 各事務部局        | 次長、専門員、課長補佐                                 |
|     | 消防本部及び消防署    | 消防司令補の職務                                    |
|     | 一次救急休日・夜間診療所 | 事務長補佐                                       |
|     | 特別養護老人ホーム    | 事務長、施設長補佐、介護長、高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任介護支援専門員 |
| 5 級 | 各事務部局        | 主幹  |
|     | 消防本部及び消防署    | 消防司令の職務                                     |
|     | 特別養護老人ホーム    | 施設長   |
| 6 級 | 各事務部局        | 課長、事務局長                                     |
|     | 消防本部及び消防署    | 消防司令長の職務                                    |
|     | 特別養護老人ホーム    | 相当な知識又は経験を有する施設長                            |
| 7 級 | 消防本部及び消防署    | 消防監の職務                                      |

イ 医療職給料表（三）等級別基準職務表

| 職務の級 | 職務分類                                  |
|------|---------------------------------------|
| 1 級  | 准看護師                                  |
| 2 級  | 看護師主査、准看護師主査                          |
| 3 級  | 看護主任、高度の知識又は経験を必要とする業務を行う看護師主査・准看護師主査 |
| 4 級  | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う看護主任              |

附 則

- この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- この条例施行の際、現に関係市町から組合に派遣されている職員及び組合の施設に係る職員の給与については、当分の間、この条例の施行の日の前日において、これらの職員が適用及び準用されていた関係市町の職員の給与に関する条例等の規定を引き続き適用及び準用するものとし、この条例施行の日以後新たに組合に派遣される職員及び施

設の職員となる者の給与についても、また同様とする。

- 3 八西施設事務組合職員の給与に関する条例（昭和46年条例第43号）は、廃止する。

附 則（平成17年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第5号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。  
（施行日前の異動者の号給の調整）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（降格に伴う経過措置）
- 3 この条例による改正後の八幡浜地区施設事務組合職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により、施行日に降格（職員の職務の級を同一の給料表（新条例第2条において準用する八幡浜市職員の給与に関する条例（平成17年八幡浜市条例第46号）別表第1をいう。以下この項において同じ。）の下位の職務の級に変更することをいう。以下次項において同じ。）となった職員に対する給料の支給については、施行日から令和9年3月31日までの間、施行日前に適用を受けていた給料表の号給による給料月額を支給する。  
（補則）
- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。